

海岸漂着物処理推進法の見直しについて（案）

1. 背景

- 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）については、平成 21 年 7 月 15 日に議員立法により、全会一致で成立した（公布日施行）。同法は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的としており、海岸漂着物の円滑な処理、発生抑制、基本方針・地域計画の策定等を定めている。
- 同法の附則において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。
- 平成 24 年 7 月で施行後 3 年が経過したところであり、同法の見直しの検討を以下の通り開始する。

2. 検討の進め方

- 既存の「海岸漂着物対策推進会議」及び「海岸漂着物対策専門家会議」において、検討を実施。

3. 検討のスケジュール

時期	会議名	
平成 24 年 12 月 7 日	第 4 回海岸漂着物対策推進会議	検討のキックオフ
平成 24 年 12 月 11 日	第 6 回海岸漂着物対策専門家会議 (第 1 回)	検討のキックオフ、論点出し
平成 24 年度中 (2 月)	第 7 回海岸漂着物対策専門家会議 (第 2 回)	論点整理
平成 24 年度中 (3 月)	第 8 回海岸漂着物対策専門家会議 (第 3 回)	検討結果のとりまとめ
平成 25 年度	第 5 回海岸漂着物対策推進会議	検討結果のとりまとめ